

研究成果報告

1

ブドウ栽培とワイナリー による地域活性化のすすめ

Part 2 課題解決策としての ワイン特区の活用

前・(一財)和歌山社会経済研究所 研究部長

藤本 幸久



Ⅲ 課題解決策としてのワイン特区の活用

1 構造改革特別区域法（特区法）による 果実酒製造（ワイン特区）

果実酒の法定製造数量年間 6kl が 1/3 の 2kl に緩和されるのがワイン特区であるが、それは次のように大きく 2 つに分類される。

1 つは、最低醸造量を緩和したタイプ。もう 1 つは通称ハウスワイン特区といわれる民宿型のワイン特区である。

(1) 特区法における果実酒の製造免許概要

酒税法の特例により、特区内において、地方公共団体の長がその地域の特産物として指定した果実を原料として果実酒を製造しようとする場合には次のようになる。

酒税法第 7 条第 2 項「最低製造数量基準(年間 6kl)」の規定は、特区を活用すると 1/3 の 2kl に緩和されることになり、年間 6kl を生産する場合よりも設備投資などが軽減できることとなる。

一方、民宿型のワイン特区では、民宿や旅館、レストランを営んでいる人が、お客様に対してのみ、自分で醸造したワインを提供できるかたちのものである。

ただし、来店、宿泊される方々への提供が原則で、醸造量緩和型免許のように不特定多数の方に販売することはできない。醸造量も自動的に制限され、提供するワインは、その場でしか味わえない。

いずれにしても、ワイン造りに関して最初のハードルである製造免許を取得する難関をクリアするには、ワイン特区を活用するのは有効といえる。

構造改革特別区域法（特区法）による果実酒の製造免許

特区法によると果実酒の製造免許については、次の2タイプいわゆる最低醸造量緩和タイプと民宿型ワイン特区に分類される。

	特産酒類の製造事業 (最低醸造量緩和タイプ)	特定農業者による特定酒類の製造事業 (民宿型ワイン特区)
対象者	内閣総理大臣の認定を受けた特区計画における「特産酒類の製造事業」の実施主体に該当する者	酒類を 自己の営業場において飲用に供する業を特区内において営む農業者 であり、かつ、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画における「特定農業者にとる特定酒類の製造事業」の実施主体に該当する者
条件等	原料とする果実は、地方公共団体の長により 地域の特産物 として指定され、そこで生産されたものに限る	原料とする果実は、 自ら生産したもの又はこれに準ずるもの として財務省令で定めたものに限る
最低製造数量基準	6kl から 2kl に緩和される	適用されない
その他	・ 酒税法第3条第13号二に該当する果実酒（果実酒にブランデー等の酒類又は香味料等を加えたもの）は製造できない。	・ 酒税法第3条第13号二に該当する果実酒（果実酒にブランデー等の酒類又は香味料等を加えたもの）は製造できない。 ・ 製造した果実酒は、販売することはできない。

(2) 和歌山県内における酒税法の特例措置の認定状況一覧（特産酒類、特定酒類）

以下に、みなべ町、田辺市、有田市、上富田町、岩出市の特区申請状況について記述することとする。

番号	申請地方公共団体名	特区の名称	特区の地域	特区の概要	規制の特例措置
14	みなべ町	紀州みなべ 梅酒 特区 平成20年7月9日認定	和歌山県 日高郡 みなべ町の全域	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県みなべ町は、梅のブランド「紀州みなべの南高梅」誕生の地で、日本一の梅の産地である。しかし近年は消費者の嗜好の変化により新たな梅の消費方法開拓が必要となっている。 このことから梅消費拡大の新たなコンテンツとして梅酒が注目されているなか、みなべ町は梅の産地であり従来から梅農家等では自家消費のための梅酒製造が行われており、今回の酒税法改正による効果を発揮できる基盤がすでにあることから、梅酒特区の認定により、幅広く地場産業の振興を図っていく。 	特産酒類の製造免許の要件緩和
16	田辺市	紀州田辺の特産 果実酒・リキュール 特区 平成20年11月11日認定	田辺市の全域	<ul style="list-style-type: none"> 田辺市は、全国有数の梅の産地であり、生産だけでなく梅加工業も盛んである。また、みかん・晩柑類も豊富で、一年を通じて豊富な果実を全国へ届けている。しかし、消費の減退と他産地との競合で価格が下落し、農業・加工業とも厳しい経営状況にある。 そこで、本特例措置を活用することにより、地域の特産物である梅や柑橘類の果実酒等への加工による事業機会の拡大を図り、消費と販路の拡大につなげ、農家や加工業者の経営安定化を図る。また、地元特産果実酒の提供を、産地としての新しい魅力づくりに繋げていく。 	特産酒類の製造事業

番号	申請 地方公 団体名	特区の名称	特区の 地域	特区の概要	規制の 特例措置
17	有田市	有田市地域資源 果実酒・リキュール 特区 平成 22 年 6 月 30 日 認定	有田市の 全域	・有田市は、400 年以上続く歴史ある有田みかんの産地であり、現在、有田みかんのブランド再構築のため、原産地呼称管理制度の導入を進めている。一方で、青果の生産量に比べて、加工品製造への取り組みが弱いところがある。有田みかん等を使用した加工業を活性化させることで、青果の価格を安定化させ、地域の活性化や後継者対策にも繋がっていく。・そこで、本特例措置を活用することにより、有田みかん等の果実酒等への加工による事業機会の拡大を図り、消費と販路拡大につなげ、農家や加工業者の経営安定化、地元特産果実酒としての新しい魅力づくりを築いていく。	特産酒類の 製造事業
18	上富田町	上富田の水梅酒特区 平成 22 年 6 月 30 日認定	和歌山県 西牟婁郡 上富田町 の全域	・上富田町の主要生産品目である梅は、高品質であるにもかかわらず、デフレによる経済の低迷、需給関係の悪化により、価格の低下傾向に歯止めがかからず、農業経営に止まらず地域経済の根幹に悪影響を及ぼすに至っている。・このような状況から脱却すべく従来の原材料供給を主体とした農業経営から、生産、加工、販売に至る 6 次産業化を推進するという観点から、紀州口熊野マラソンやプロ野球ウエスタンリーグ戦などのイベントを通じた交流人口を活用し、また上富田町の地勢学的に水に恵まれた立地条件を生かし、この水を活用した梅酒を町の特産とし梅の販売増加につなげ地域の活性化を図る。	特産酒類の 製造事業
20	岩出市	いわで根来寺 どぶろく特区 平成 26 年 11 月 28 日 認定	岩出市の 全域	・岩出市は、ほぼ全域で稲作がおこなわれているが、近年の高齢人口の増加に伴い、農地の遊休化が進んでいる状況である。・そこで、本特例措置を活用することにより、農家レストラン等で、濁酒を提供することにより、濁酒という新たな特産物を目指すとともに、農業及び地域の活性化を図る。	特定農業者 による特定 酒類の製造 事業

(3) 和歌山県内の特区申請と酒造免許取得及び販売状況

果実酒製造免許取得において、最低製造数量基準年間 6kl 規定に代わって、これより緩い 1/3 の 2kl に基準が緩和される「構造改革特別区域計画認定申請」のすすめ方の現状とこれにかかる酒造免許取得状況は次のとおりである。

なお、平成 29 年 5 月までの和歌山県内の認定状況は、「特産酒類の製造事業」4 件、「特定農業者による特定酒類の製造事業」1 件となっていることから、なかでも、特産酒類の「有田市地域資源果実酒・リキュール特区」と特定酒

類の「いわで根来寺どぶろく特区」に関し、次に概要を示すこととする。

ア 有田市地域資源果実酒・リキュール特区 (平成 22 年 6 月 30 認定)

有田市経営企画課の南村氏に対する電話でのヒアリング内容は次のとおりである。

平成 22 年に花野食品（花野雅司代表）から依頼のあったリキュール特区に関し、有田市役所が「特産酒類の製造事業特区」を申請し認定されたものの、原料の一部が地元産でなかったことから、特区認定のリキュールの販売が出来ていない状況である。

ただ、特区認定のリキュールは諦め、現在は通常のリキュール（仮免許の毎年更新、すなわち1年間に製造しようとする見込数量が6kl以上）を販売しているとのことである。

花野食品 (和歌山県産カタログ HP より)

代表 花野雅司
 住所 有田市糸我町西 498-6
 電話番号 0737-88-6098
 工場 有田市糸我町西 485-1
 売上高 平成 27 年度 71000 万円
 主な商品 果実酒、果実酢、調味料
 (プレミアム和歌山)
 醸造製品 蜜柑王国みかんの酒
 有田みかんのアイスなワイン
 みかんワイン「祭きぶん」
 みかんワイン「みかん王国」
 みかんシュワッ酒
 (スパークリングワイン)
 紀州みかん酢 食酢
 従業員数 平成 27 年度 9 名

なお、花野食品では、昭和 47 年に全酒類小売免許取得、59 年に全酒類販売免許取得、平成 6 年に果実酒醸造免許を取得しワイナリー併設、平成 7 年にみかんワイン「祭きぶん」を発売、平成 8 年にみかんワイン「みかん王国」発売、平成 22 年にみかんシュワッ酒（スパークリングワイン）をそれぞれ発売し、現在イオンモール和歌山等で販売している。



イ いわで根来寺どぶろく特区

(平成 26 年 11 月 28 日認定)

岩出市役所産業観光課の高砂氏によると、平成 26 年に、岩出市商工会会員の(株)紀ノ國フーズ(林定男社長)からの要望に基づき、岩出市役所が「特定酒類の製造事業特区」を申請し認定されたものの、設備要件不備のため、未だ「どぶろく」の販売には至っていない。

なお、設備要件不備とは、保管設備等の能力不足を国税庁から指摘されたことから改修をすすめており、改めて申請を行う模様である。

① **古民家カフェレストランねごろ初花**

農家レストラン等(申請書)
 2015 年 3 月オープン 岩出市根来東谷 2185
 100 年以上の歴史ある建物は雰囲気満点
 四季折々の素材を生かしたお料理をご賞味あれ



② **株式会社紀ノ國フーズ**

(和歌山県産カタログ HP より)

代表者 林 定男
 電話 0736-63-5289
 所在地 岩出市西国分 635-1
 工場 岩出市畑毛 72 番地
 売上高 20,000 万円

(4) ワイン特区申請と果実酒製造免許取得

「構造改革特別区域計画認定申請」(ワイン特区申請)をすすめるにあたり、県内の認定状況と現状確認及び内閣府地方創生推進事務局等に対するヒアリングから得た注意すべき事項を、次に記述することとする。

基本的に、提出書類に不備がなかった場合でも、酒造免許が申請から4か月、酒販免許は2か月程度の期間を要することから、早めに周到に申請をすすめることが必要である。

ア 特区申請と酒造免許取得における 注意事項

(内閣府地方創生推進事務局ヒアリングより)

① 地域の特産物とは

特産酒類の製造事業(最低醸造量緩和タイプ)の特区申請にかかる「地域の特産物」とは、作付面積、生産数量、販売金額などの特別な条件はなく、あくまでも「地方公共団体の長がその地域の特産品として指定すること」となっている。

なお、「○○○○○のブドウ」については、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」第4条第1項に基づき、地域資源に指定されていることから、手続きはすすめやすいものと思われる。

ただ、酒税法の特例措置の認定状況を見ると、「特産酒類の製造事業特区」申請にあたり、少なくとも特区を活用したいという事業体の存在が必要となるであろう。

② 不特定多数への販売の如何

「特定農業者による特定酒類の製造事業(民宿型ワイン特区)」において、「ワイン」は不特定多数の方に販売できないが、「どぶろく」は販売可能である。

すなわち、食事とワインを飲用した方に対するワイン販売については、酒類販売業免許があったとしても不可である。

③ 場所的要件・技術的要件・設備要件

特区申請もさることながら、とりわけ国税庁の酒税法上の要件である場所的要件と設備要件が重要である。

④ 地消地産

原材料は全て地元産(地域で生産された原材料使用)であることが、特区の必要要件となっている。

以下は花野食品等よりヒアリングした。

⑤ 果実酒製造免許取得時の課題

税務署は、申請者の法律の遵守状況や経営の基礎状況、製造技術能力、製造設備の状況などのほか、製造免許を受けた後1年間の製造見込数量が一定の数量に達しているかどうか(最低製造数量基準)を審査し、これらの要件を満たさなければ製造免許が付与されないとなっている。

なかでも、「事業目論見書(事業の概要・収支の見込・所要資金の額及び調達方法)」の事業概要(事業計画)が重要視される。

例えば、販売先の販売計画文書まで添付提出が必要とのことである。

⑥ 免許期限の延長時の課題

国税局の行う品質審査など一定の要件を満たしている場合には、1年間免許期限が延長されるとなっているが、少なくとも初年度含め最低でも2年間は年間6kl以上の計画達成が必要とのことである。

ただ、それ以降は年間2kl程度でも審査は厳しいものの免許期限の延長は可能な模様であった。

⑦ トレーサビリティと在庫管理の重要性

当然のことながら、原料の仕入から製造工程等での品質管理並びに、原料と仕掛品及び製品等の在庫管理などの徹底が要求されるとのことであった。

⑧ 特区申請（特産酒類の製造事業）にかかる 計画書の提出

首長が、「地域資源」であるブドウを「地域の特産物」として指定し、「構造改革特別区域計画認定申請（ワイン特区申請）」を、内閣府地方創生推進事務局に提出を行う。

構造改革特別区域計画書内容

（○○○○地域資源果実酒・リキュール特区）

・構造改革特別区域の特性

（地勢と気候、人口、産業、規制の特例措置を講じる必要性）

・構造改革特別区域計画の意義

・構造改革特別区域計画の目標

・構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

・特定事業の名称(709 特産酒類の製造事業)

・構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

2 酒類の販売業免許

（国税庁、酒税法第9条等）

酒類の販売業をしようとする場合は、酒税法に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長から販売業免許を受ける必要がある。

ただし、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場で飲用に供する業を行う場合には、販売業免許は必要ない。

なお、酒類の販売業免許は、酒類の販売先によって次の2つに区分される。

（1）酒類小売業免許

消費者、料飲店営業者（酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する業を行う営業者）又は菓子等製造業者（酒類を菓子、パン、漬物等の製造用の原料として使用

する営業者）に対して酒類を継続的に販売することが認められる免許である。

酒類の購入者に、対面や手渡しで販売するための免許で、店舗を構えて商品を陳列し、来訪客に販売する販売形態には、この免許が必要である。

なお、店舗で酒類を受注した後、直接、倉庫業者や製造元様に配送の指示をして購入者に配送することも可能である。

・一般酒類小売業免許

酒類の購入者に、対面や手渡しで販売するための免許である。

店舗を構えて商品を陳列し、来訪客に販売する販売形態には、この免許が必要である。

さらに、一般酒類小売業免許と併せて、通信販売酒類小売業免許を取得することで拡販がより可能となる。いわゆる、ソーシャルメディアなかでも SNS（LINE、Instagram、Twitter、Facebook 等）が新規顧客獲得及びリピーターの拡大に活用可能であろう。

（2）酒類卸売業免許

酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を継続的に販売することが認められる免許である。

なお、卸売業免許だけを取得しても、小売業免許が含まれるわけではなく、一般消費者や飲食店には販売できない。

・洋酒卸売業免許

酒類の販売業者や製造場に対して、いわゆる洋酒を卸売りできる免許である。

すでに年間取扱見込数量による制限は、撤廃されている。

なお、洋酒の品目としては、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒、雑酒であり、国産酒か輸入酒かは問わない。